

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 |
| 2 | 要望の内容 | <p>適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。</p> |
| 3 | 担当部局 | 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新規要望のため該当なし。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。 |
| 7 | 必要性等 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>確定拠出企業年金法 附 則 (適格退職年金契約の円滑な移行)</p> <p>第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| | ① 政策目的及びその根拠 | |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>基本目標 I X：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1：老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標 1-3：企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標 1-4：企業年金等の適正な運営を図ること</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|---|
| | | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成をことにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数) ・適格退職年金から企業年金等への移行件数 <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、移行しない場合の不利益が明確になり、適格退職年金から企業年金等への移行が一層促進される。</p> <p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行ができない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。</p> |
| 8 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> | <p>平成 21 年度末:93 件(296 人) 平成 22 年度末:84 件(267 人) 平成 23 年度末:75 件(240 人) 平成 24 年度末:66 件(210 人) 平成 25 年度末:58 件(187 人)</p> <p>※残存率を推計した上で、数値を算出。</p> |
| | | <p>② 減収額</p> | <p>減収見込み額 21 百万円(国税:17 百万円、地方税:4 百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> <p>※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>※事業主がいない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、1,655 百万円(平成 21 年度末時点)</p> <p>○給付時</p> <p>廃止期限後に、給付時において、一時所得として課税される場合と退職所得控除の対象となる場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>適格退職年金は、廃止決定の当初(平成14年3月末)には約74,000件(加入者:約917万人)であったが、平成22年3月末現在では約20,000件(加入者:約255万人)まで減少し、残った契約のうち約8割が今後の方針を決めており、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。</p> <p>廃止期限まで残り2年を切った中、廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進することができる。</p> <p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行が不可能である適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇がなくなることで年金受給額が減少することとなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>廃止期限後の税制の取扱いを明確化することにより、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成を図るとともに、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に限り、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |